

柴田町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月7日

柴田町長 滝口 茂

柴田町条例第7号

柴田町介護保険条例の一部を改正する条例

柴田町介護保険条例（平成12年柴田町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和6年度から令和8年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>30,570円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>46,030円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>46,360円</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>令第38条第1項第10号に掲げる者</u> <u>127,680円</u></p> <p>(11) <u>令第38条第1項第11号に掲げる者</u> <u>141,120円</u></p> <p>(12) <u>令第38条第1項第12号に掲げる者</u> <u>154,560円</u></p> <p>(13) <u>令第38条第1項第13号に掲げる者</u> <u>161,280円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,150円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者につ</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>33,600円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>50,400円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>50,400円</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20,160円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者につ</p>

いての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、32,590円とする。

- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、46,030円とする。

(普通徴収に係る納期及び納付額)

第3条 (略)

2～4 (略)

- 5 前3項の規定により定められた納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期(第5条第1項に規定する普通徴収の特例に係る納期を除く。)に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第4条 (略)

2 (略)

- 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

いての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,600円とする。

- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、47,040円とする。

(普通徴収に係る納期及び納付額)

第3条 (略)

2～4 (略)

- 5 前3項の規定により定められた納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期(第5条第1項に規定する普通徴収の特例に係る納期を除く。)に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第4条 (略)

2 (略)

- 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ 又は第8号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

(保険料に関する申告)

第11条 第1号被保険者は、毎年度6月30日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の町民税の課税の有無その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書（当該第1号被保険者並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の全てが地方税法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、地方税法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書）が町長に提出されている場合においては、この限りでない。

(保険料に関する申告)

第11条 第1号被保険者は、毎年度6月30日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の町民税の課税の有無その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書（当該第1号被保険者並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員のすべてが地方税法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、地方税法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書）が町長に提出されている場合においては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の柴田町介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。